

# セーフコミュニティこうか vol.22

## みんなでつくる安心・安全なまち

### セーフコミュニティの認証に向けて

セーフコミュニティは、世界共通の指標に基づき、外傷(事故やけが)を効果的に予防し、誰もが健康でいられる安心安全なまちをつくる取り組みです。セーフコミュニティの認証を取得するためには、その指標に沿って外傷予防の取り組みを実施することと、審査行事によって取り組みの内容や成果について審査員から評価を受けること等が必要です。

審査では、まず「外傷予防に効果がある活動をしていること」が重要です。また、「活動内容が地域の特性や課題に合っているか」「効果を測定・検証するしくみがあるか」などの観点からも評価されます。さらに、「住民主体で取り組んでいること」「連携していること」「情報を積極的に発信し、取り組みの輪を広げること」も大切なポイントです。

平成26年の秋冬には、神奈川県厚木市や埼玉県北本市など様々な自治体で、セーフコミュニティの認証に向けた審査行事が実施されました。

審査行事は自治体間が相互に学び合う機会でもあ

り、審査行事が盛んになるにつれ、国内の取り組みのレベルは向上しています。また、審査員から自治体に向けてコメントされる「啓発や教育だけでは不十分。事故やけがが発生しないような環境をつくるよう検討すること。」などの指導・助言を絶えず学び続けることが必要となります。

本市においては、平成26年5月に事前審査(※1)を実施し、現在は、5つのテーマ(①自殺の予防、②交通安全、③高齢者の安全、④子どもの安全、⑤災害被害の防止)についての取り組みを順次進めているところです。これまで本市や他自治体の審査行事で学んだことを踏まえながら、今後実施する現地審査(※2)に向けてさらに充実させていきますので、より多くの皆さんの参加をよろしくお願いいたします。

※1 取り組みの中間評価として実施する審査

※2 取り組みを実施してから受ける認証のための正式な審査

危機管理課 セーフコミュニティ推進室  
☎ 65-0665 / ☎ 63-4619

問い合わせ

### 甲賀の文化財

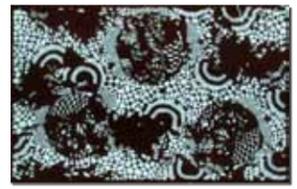
#### 村の紺屋さんと伊勢型紙

かつて水口町宇田・植の両村で紺屋を営まれた家には染色用の型紙が約二千枚伝わりました。その文様は小紋、中形、そして家紋を施したもので、多種多様です。創業は江戸時代後期で明治末年、遅くとも大正初年まで型染めをしていたと考えられます。

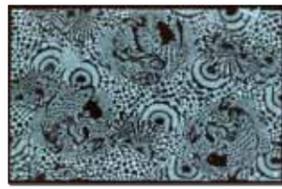
特筆すべきは三重県鈴鹿市白子、寺家地域でつくられた「伊勢型紙」です。型紙に捺された商印が唯一の手がかりとなります。商印とは、方形や円形の枠の中に、型紙販売商人の屋号と店舗のある場所名を入れ込んだもので、数センチほどの小さな印鑑のことを指します。商人が行商先の紺屋に型紙を置き、翌年の行商時に使用分の代金を回収する方法をとる場合があり、この商印が目印となったのでしよう。「勢州／白子／形屋六治郎」または「形六」と記されたものが最も多く、六治郎という伊勢白子の商人が鈴鹿の山を越えて甲賀水口まで売りに来ていたのでしよう。

形屋六治郎がもたらした伊勢型紙は優品揃いです。なかでも文様の主要な部分を表す「主型」と補助的役割の「消型」の2枚を彫り分け、順に型付けを行う追掛型は型染め技術の粋とも

問い合わせ  
水口歴史民俗資料館  
☎ 6277141 / ☎ 6344737



消型



主型



復元図

いえるのでしよう。型紙だけでも鑑賞に値しますが、その型を用いて染めた着物は、さぞかし華やかなものであったらうと想像をめぐらします。

型紙を用いて生地を染め、着物や浴衣、暖簾に手ぬぐい、婚礼道具を飾った油単まで、村の紺屋は注文に応じて仕立てたのでしよう。

# 対象となるひとり親家庭等の方は手続きを

## ひとり親家庭等入学支度金を支給

児童の健やかな成長と学校生活の充実を願い、対象となる世帯に入学支度金を支給します。

### ●支給対象

平成27年2月1日現在で市内に引き続き1年以上お住まい(住民登録がある)で、平成27年4月に小・中学校に入学される児童を養育しているひとり親家庭、もしくは両親のいない家庭の方。

### ●申請期間(期間後の申請はできません)

2月2日(月)～2月27日(金)  
8時30分～17時15分(土・日・祝除く)

### ●支給額

小学校入学：5,000円  
中学校入学：10,000円

### ●その他

・支給予定日は3月27日(金)です

【申請場所】 市民窓口センター、旧支所の地域市民センター

※対象者に個別通知は行いません。  
※受給には必ず申請が必要です。  
※詳しくは右記までお問い合わせください。

## 児童扶養手当の受給対象が拡大

これまで、公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給する方は、ひとり親家庭等を対象とした児童扶養手当を受給できませんでした。

法改正により、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の手当を受給できるようになりました。

### ●新たに手当を受け取れるケース

- ◇お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ◇父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ◇母子家庭で、離婚後に父が死亡しお子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合 など

### ●その他

・手当は申請の翌月分から支給されます。

こども応援課 児童家庭支援係  
☎ 65-0705 / ☎ 63-4085

問い合わせ

# 平成27年度 交通災害共済加入 受付開始のお知らせ

交通災害共済は、一人ひとりが少しずつ掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金を送って支え合う、県内全市町で行っている共済制度です。

## 一 加入できる方

- ◇市内に住民登録をされている方
- ◇市内に勤務・在学されている方

## 一 年間掛金

◇1人につき500円

## 一 申込期間

◇2月2日(月)～

## 一 共済期間

◇4月1日(水)～平成28年3月31日(木)  
※途中加入も可能です。

## 一 加入方法

各区・自治会を通じて、各世帯に加入申込書を配布します。また、市役所窓口や申込先金融機関窓口にも申込書を備え付けます。  
※振込でなく直接窓口でお申し込みください。



こうくんのおともだち さいちゃん  
交通災害共済イメージキャラクター こうくん

## 一 見舞金のお支払い

共済期間内に道路で起きた車両等による事故でケガをされた場合、通院1日目から見舞金が支給されます。

## 一 見舞金額

2万円から最高100万円(死亡時)  
※ケガの程度により金額は変わります。事故の状況等により支給されない場合もあります。

※詳しくは、左記までお問い合わせください。

問い合わせ  
生活環境課 生活交通係  
☎ 65-0686 / ☎ 63-4582

問い合わせ